

平成27年9月3日

子ども・若者部

児童養護施設退所者等の支援について

1 背景

児童虐待などさまざまな理由により親の養育を受けられず、心に深い傷を負い、情緒的問題や精神・発達的問題など深刻な課題を抱える子どもが増加している。こうした子どもたちは、児童福祉法により児童養護施設等において社会的養護を受けることが保障されているが、高校卒業後は、自立する力が十分に培われず情緒的問題が根深く残る状態であっても、自活を余儀なくされることになる。これらの退所者等は、住居をはじめ、学費や生活費などすべてを1人で賄う必要があり、学業と就労を両立しながら、心身ともに張り詰めた生活をしている。このような状況の中、体調を崩し、それをきっかけに、就労が困難となり収入が途絶え、住居を失ったり、大学等を中途退学せざるを得ない若者も多く、区内の2児童養護施設では、大学・専門学校等へ進学した者のうちの約8割が中途退学している現状にある。

2 主旨

上記の状況を鑑み、国の「子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月)」や都児童福祉審議会の「社会的養護の新たな展開に向けて(平成26年10月)」において、施設退所者へのアフターケアの推進が明記され、区も「第2期世田谷区子ども計画(平成27年3月)」において、「子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されることがないように、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない支援が必要」との考えを示している。

以上の点を踏まえ、区では、子どもの貧困対策のひとつとして、生きづらさを抱えた若者への支援の観点からも、国や都の制度との整合を図りながら支援する。

3 支援対象者

区内の児童養護施設(福音寮、東京育成園)及び里親に措置された児童で、満18歳を迎えた年度末で措置解除となる者、又はなった者(以下、「退所者等」という。)

4 支援内容

平成28年度からの当面の支援策として、以下の支援を実施する。

(1) 住宅支援

地域の中で安定した生活基盤を提供することを主たる目的として、住まいが保障されていない若者に対し、以下のとおり支援を実施する。

入居者：児童養護施設及び児童相談所が、退所者等の中から支援の必要性や困窮度合い等を判断のうえ、区が決定する。

提供住宅：シルバーピア(高齢者向け借り上げ区営住宅)内の旧生活協力員居室をオーナーの了承のもと提供する。

家 賃：1人あたり月1万円程度

実費との差額が実質上、区からの給付金に相当

支援期間：原則として、大学等への進学者は卒業まで、就職者は2年間

その他：施設、児童相談所等と連携し、入居者への継続的な見守り支援を実施する。また、入居する若者と高齢者の交流についても検討する。

(2) 居場所支援・地域交流支援

退所者等やそれに準ずる境遇の若者が、地域の中で見守られ、安心して居られる場所を提供し、青年会議所、商店街、青少年交流センター、区内協定大学その他地域活動団体等と連携・協力しながら、地域とつながり、交流を継続していけるよう支援する。

居 場 所：児童養護施設に近在する地域で、地域共生のいえなど交流支援や自立支援を実施できる場所

内 容：

- ・商店街や企業などの地域人材を掘り起こし、居場所の中で人間関係をつくりながら、地域とのつながりを創出する。
- ・食事会や交流会などを通じた、対象者同士の交流やさまざまな世代との交流の機会を創出する。
- ・住宅支援の入居者等の自立に向けた支援や地域交流の実施場所としても活用する。

(3) 自立支援

児童養護施設等が入所中から行っている包括的な自立支援を更に推進するため、退所者等やそれに準ずる境遇の若者に対し、生活困窮者自立支援制度の活用も含め、施設等と情報共有を図りながら、関係所管やぶらっとホーム世田谷、若者総合支援センター等と連携したネットワークを構築する。

実施場所：上記「4(2) 居場所」、各支援機関等

内 容：家計支援、就学・就労支援、自立相談支援、社会体験事業への参加等

5 今後のスケジュール

平成28年2月 福祉保健常任委員会（実施内容の報告）

4月 支援開始

6 その他

親族等のサポートが望めない施設退所者等は、退所とともに自立した生活を行う必要があり、大学等に通いながら、生活費の確保と学業の両立を目指す若者に対して、継続的な経済的支援を行うことが、社会的自立に向けた効果的な支援となると考えられる。そこで、施設退所者等への切れ目のない支援の実現に向け、基金等を活用した給付型の奨学金制度の構築を視野に入れた経済的支援について、本件と並行して検討を進める。